

仙台市復興推進協議会規約（案）

（目的）

第1条 この協議会は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により作成しようとする復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）並びに同条第9項の規定により認定を受けた復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、法第2条第3項に規定する復興推進事業の実施等による東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 前条の協議会は、仙台市復興推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務）

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 復興推進計画の作成及び認定復興推進計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 法第11条第1項に規定する新たな規制の特例措置等に係る協議を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、復興推進計画及び認定復興推進計画の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。

（設置）

第4条 協議会は、別表に掲げる者を構成員として設置する。

- 2 仙台市は、必要があると認めるときは、法第13条第2項第2号に掲げる者及び第3項各号に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 3 仙台市は、法第13条第5項各号に掲げる者であって構成員以外の者から自己を協議会の構成員として加えるよう申し出があつた場合は、同条第9項の規定に基づき正当な理由がある場合を除き、構成員として加えるものとする。

（役員及び職務）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、構成員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、構成員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議を行うため、分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

(協議結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、仙台市震災復興本部震災復興室に事務局を置く。

(協議会解散の場合の措置)

第10条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

(別表)

仙台市復興推進協議会 構成員一覧

(五十音順)

構 成 員
株式会社七十七銀行
仙台市
仙台商工会議所
東北学院大学教養学部教授 柳井 雅也
東北大学大学院経済学研究科准教授 福嶋 路
東北大学大学院農学研究科教授 伊藤 房雄
株式会社日本政策投資銀行
宮城県